

ガス燃料ポンプの自動遮断及びガス燃料供給装置の監視等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編
鋼船規則検査要領 GF 編

改正事項

ガス燃料ポンプの自動遮断及びガス燃料供給装置の監視等に関する事項

改正理由

近年、国際的な大気汚染による環境問題を背景に、推進用燃料としてガス燃料を採用する船舶（以下、「ガス燃料船」という。）への関心が高まっている。このため、IMO において、ガス燃料船の安全要件を定める IGF コードが第 95 回海上安全委員会（MSC95/2015 年 6 月開催）において決議 MSC.391(95)として採択された。本会は、既に同コードを本会規則に取り入れている。

IGF コードの採択後、IMO 第 3 回貨物運送小委員会（CCC3/2016 年 9 月開催）において、同コードの統一的な運用を図る統一解釈案が提案及び審議された。その際、IGF コードの規定の一部に誤りがあるとの指摘がなされ、2017 年 1 月末に同コードの修正（Corrigendum）が発行された。

当該修正により、ガス燃料タンク中の液化ガス燃料の液位が低下した際のガス燃料ポンプの自動遮断に関する要件及びガス供給装置の監視のために備える火災探知器の配置に関する要件が修正されたことから、関連規定を改めた。

また、日本籍船舶に対しては、2016 年 12 月 28 日付で改正された危険物船舶運送及び貯蔵規則の第 389 条の 10 において、ガス燃料船のバンカリングに関し、バンカリング管と燃料供給設備とを絶縁する際に、絶縁フランジ又は非導電性ホースを使用しなければならない旨が具体的に規定されていることから、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ガス燃料ポンプ用電動機及びその給電ケーブルの電源からの自動遮断の作動点を、低液面状態から低-低液面状態に改めた。
- (2) ガス供給装置の監視のために備える火災探知装置の配置に関する要件を改めた。
- (3) 日本籍船舶においてバンカリング管と燃料供給設備とを絶縁する際に、絶縁フランジ又は非導電性ホースを使用する旨規定した。

改正条項

鋼船規則 GF 編 14.3.7, 15.4.10, 表 GF15.1
鋼船規則検査要領 GF 編 GF17.5.4